

防災県土整備企業常任委員会提出資料

1 議案説明事項

- | | |
|------------------------------------|---|
| (1) 議案第128号、第129号
工事請負契約の変更について | 1 |
| (2) 議案第130号
県道の路線廃止について | 5 |

2 所管事項

- | | |
|------------------------------|----|
| (1) 平成30年版成果レポート（案）について | 7 |
| (2) 県管理道路における区画線の引き直しの基準について | 23 |
| (3) 三重県都市計画区域マスタープランの改定について | 25 |
| (4) 審議会等の審議状況 | 31 |

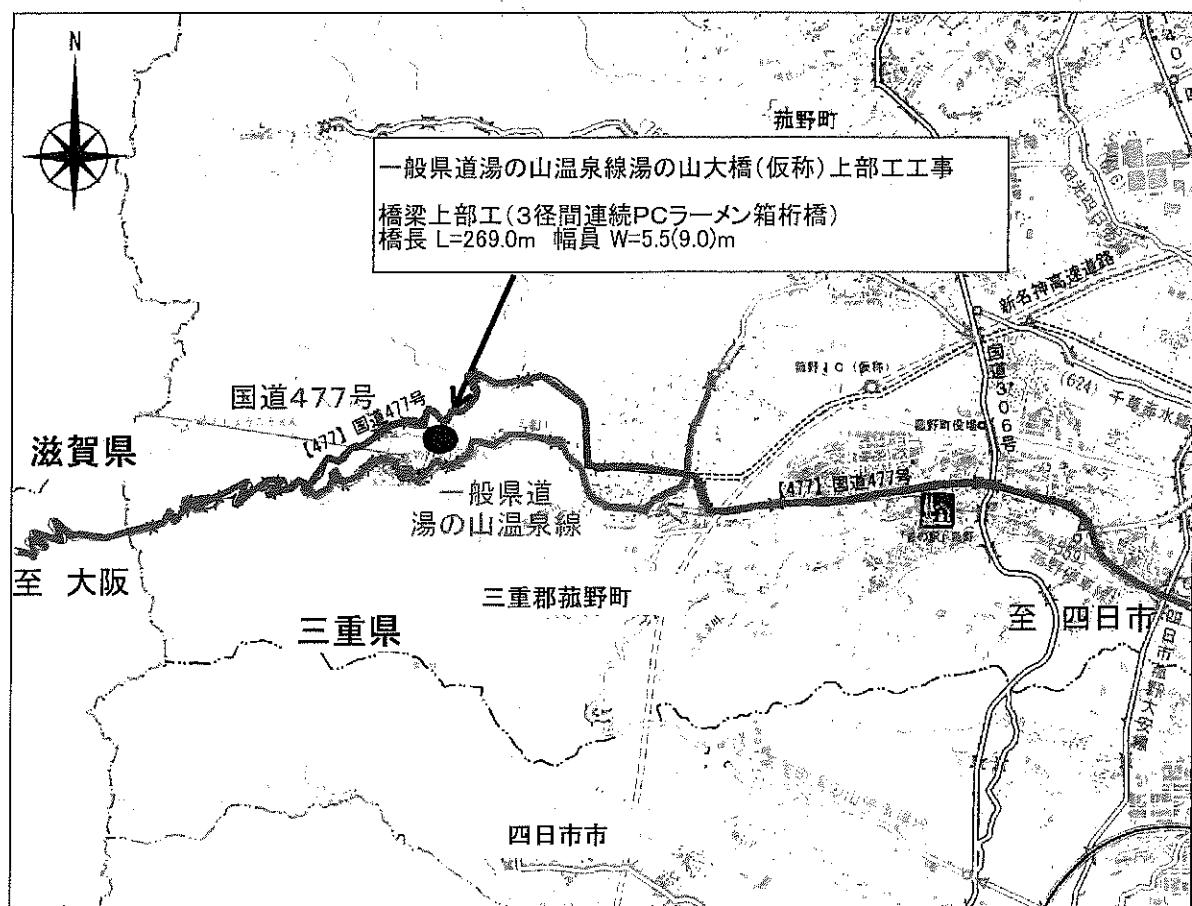
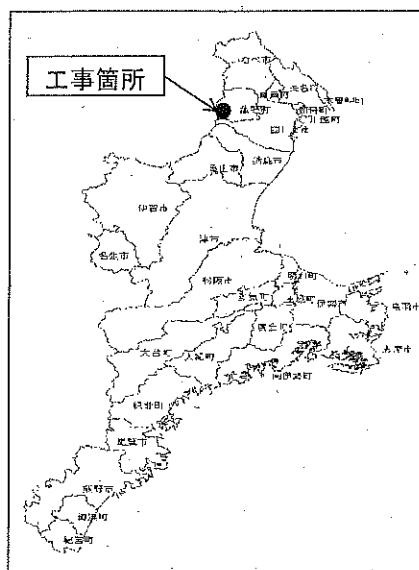
平成30年6月22日
県 土 整 備 部

議案番号 第128号 工事請負契約の変更について

工事名	一般県道湯の山温泉線湯の山大橋(仮称)上部工工事
施工場所	三重郡菰野町大字菰野地内
契約金額	変更前 1,595,980,800 円(消費税等含む) 変更後 1,613,813,760 円(消費税等含む)
請負者 住所氏名	津市栄町二丁目304番地 日本ピーエス・川田建設特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社日本ピーエス三重営業所 所長 野波 秋成
契約工期	平成27年12月21日 ~ 平成30年8月30日
工事内容	変更理由 本契約後に労務単価等が上昇したため、建設工事請負契約書第25条第6項「インフレライド」の規定に基づき、増額を行うものである。
橋長 L=269.0m 幅員 W=5.5(9.0)m 橋梁上部工(3径間連続PCラーメン箱桁橋 N=1橋) PC片持箱桁製作工 N=1式 コンクリート工 V=4,225 m ³ 支承工 N=4個 架設工 N=1式 片持架設 L=218.0m 支保工架設 L=50.2m 橋梁付属物工 N=1式	
契約方法	随意契約

【議案第128号】

位 置 因



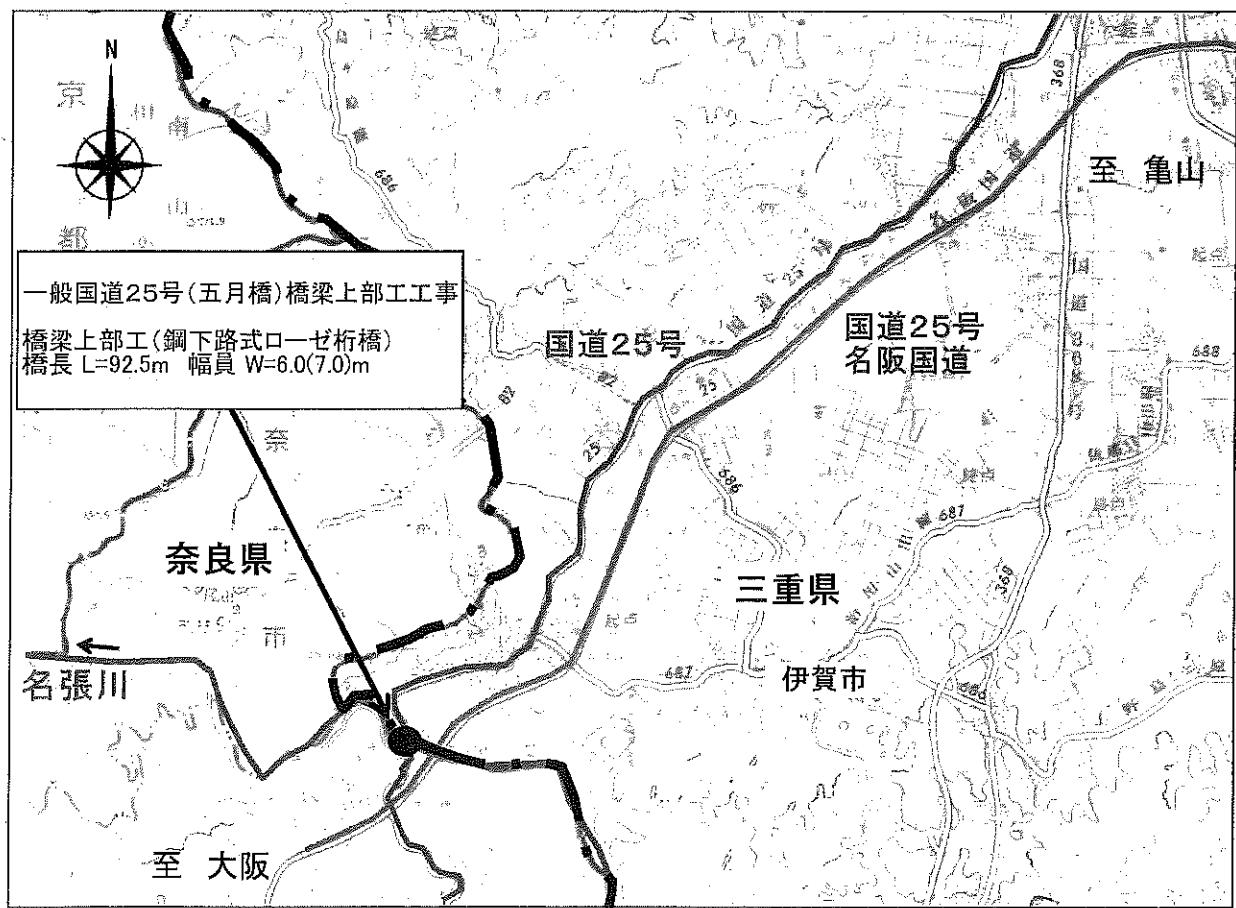
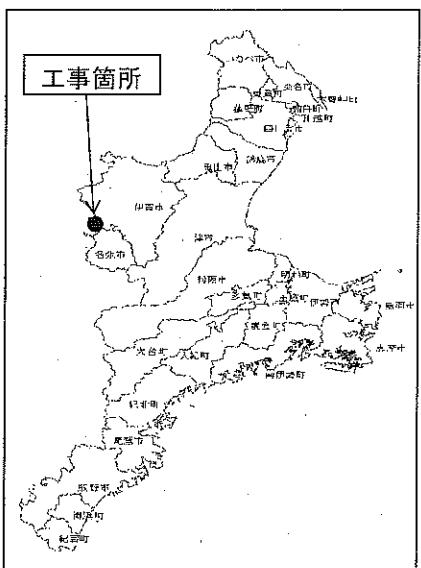
議案番号 第129号 工事請負契約の変更について

工事名	一般国道25号(五月橋)橋梁上部工工事
施工場所	伊賀市治田地内～奈良県山辺郡山添村遅瀬地内
契約金額	変更前 748,440,000 円(消費税等含む) 変更後 751,354,920 円(消費税等含む)
請負者 住所氏名	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号 JFEエンジニアリング株式会社名古屋支店 支店長 杉本 洋
契約工期	平成30年3月22日～平成32年2月9日

<u>工事内容</u>	<u>変更理由</u>
橋長 L=92.5m 幅員 W=6.0(7.0)m 橋梁上部工(鋼下路式ローゼ桁橋) N=1 橋 工場製作工 W=530.7t 鋼橋架設工(ケーブルエレクション架設) W=530.1t 床版工 V=190 m ³ 橋梁付属物工 N=1 式	本契約前に労務単価等が上昇し、設計単価の改訂があったことから、特例措置を適用し、建設工事請負契約書第56条に基づき、増額を行うものである。
契約方法	随意契約

【議案第129号】

位置図



【議案第130号】県道の路線廃止について

一般県道飛鳥日浦線について、熊野市へ移管することとなりましたので、県道廃止を行います。

1 対象路線

(あすかひうらせん)

路線名	飛鳥日浦線	(路線番号 156)
路線延長	5122.8m	
路線認定	平成7年4月1日	(道路法第7条第6号該当)

2 廃止理由

当該路線は熊野市飛鳥町と同市井戸町字日浦を結ぶ道路です。交通量が少なく、生活道路としての役割が強い路線であること、また、周辺の道路網が整備され市による管理が望ましい状況になったことから、移管について、市と協議を行ってきました。この度、市の理解が得られ協議が整いましたので、路線を廃止して市へ移管します。

3 今後の予定

- 平成30年6月：県議会県道廃止の議決
- 平成30年7月：県による廃止の公示
　　熊野市へ移管

【議案第130号】

廃止路線
路線番号156号
県道飛鳥日浦線

起点

延長 5,122.8m

終点

縮尺 25000分の1

1000m

熊野市

瀬川

熊野市

平成30年版成果レポート（案）

県土整備部主担当部分抜粋

(施策の取組)

施策113 治山・治水・海岸保全の推進

施策351 道路網・港湾整備の推進

施策353 安全で快適な住まいまちづくり

(行政運営の取組)

行政運営7 公共事業推進の支援

施策 113

治山・治水・海岸保全の推進

【主担当部局：県土整備部】

県民の皆さんとめざす姿

洪水、土砂災害、高潮、地震、津波等からの被害を軽減させる「減災」の観点から、地域の実情をふまえた施設整備や適切な維持管理が行われるとともに、県民の皆さんの主体的な警戒避難に資する取組が進み、災害に対して安全・安心な社会づくりが進んでいます。

平成 31 年度末での到達目標

自然災害から県民の皆さんの生命・財産を守るために施設整備や、施設の適切な維持管理が行われ、自然災害への対策が講じられている人家数が増加しています。また、河川の浸水想定区域図の作成や土砂災害警戒区域等の指定などの取組が進み、県民の皆さんの主体的な警戒避難への支援が行われています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	全ての指標で平成 29 年度目標値を達成しており、自然災害からの被害を軽減する取組が進んだことから「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	--

【* 進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	27 年度	28 年度	29 年度		30 年度	31 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
自然災害への対策が講じられている人家数		238,900 戸	240,000 戸	1.00	241,100 戸	242,300 戸
	237,700 戸	238,900 戸	240,100 戸			

目標項目の説明と平成 30 年度目標値の考え方

目標項目の説明	河川、砂防、海岸、治山事業により自然災害から守られる人家数
30 年度目標値の考え方	過去の実績と今後の事業費の見通しを勘案して平成 30 年度の目標値を設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	27 年度	28 年度	29 年度		30 年度	31 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
11301 洪水対策の推進（県土整備部）	浸水想定区域図作成河川数		5 河川	10 河川		20 河川	20 河川

活動指標		目標項目	27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
基本事業	現状値		目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
11302 土砂災害対策の推進（県土整備部）	基礎調査実施箇所数	9,220 か所	11,550 か所	1.00	13,880 か所	16,208 か所		
		7,520 か所	9,686 か所	11,995 か所				
11303 高潮・地震・津波対策の推進（県土整備部）	堤防耐震化延長	34.1km	34.6km	1.00	35.1km	35.6km		
		33.6km	34.1km	34.6km				
11304 山地災害対策の推進（農林水産部）	山地災害危険地区整備着手地区数	2,112 地区	2,135 地区	1.00	2,157 地区	2,179 地区		
		2,089 地区	2,119 地区	2,142 地区				

(単位：百万円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額等	27,771	24,985	22,708	46,901	
概算人件費		2,573	2,437		
(配置人員)		(282 人)	(267 人)		

平成 29 年度の取組概要と成果、残された課題

- ①激甚化、頻発化する洪水・土砂災害・高潮からの被害を軽減するため、河川、砂防、海岸の施設整備を推進しました。また、川上ダムの早期完成を引き続き促進するとともに、鳥羽河内ダムの用地取得を進めました。ソフト対策としては、県内全域で設立した水防災協議会で減災のための取組を協議しました。平成 29 年 7 月の九州北部豪雨や 10 月の台風 21 号等により、甚大な被害が発生したことをふまえ、引き続き施設整備を推進するとともに、確実な避難に資するソフト対策に重点的に取り組む必要があります。特に、洪水浸水想定区域図の作成や水位・雨量情報システムの更新、洪水に特化した低コストの危機管理型水位計の設置を進めるとともに、平成 31 年度の完了をめざし土砂災害警戒区域の指定に必要な基礎調査を計画的に進める必要があります。
- ②河川堆積土砂撤去等については、異常な出水に伴う堆積土砂には災害復旧事業で、経年的な堆積土砂および河川内の雑木の伐採には、関係市町と共に優先度等を検討しながら、県単事業により対応しました。また、これらに加え、砂利採取制度も活用しながら対応しています。堆積土砂撤去や雑木伐採が必要な河川が多く残っていることから、引き続き継続した取組が必要です。また、土砂の発生抑制に向けた取組を促進していく必要があります。
- ③南海トラフ地震等の地震・津波による被害を軽減するため、国直轄事業を引き続き促進し、県管理の河川・海岸堤防や河口部の大型水門、ダム等の耐震対策を進めました。海岸堤防については、津波に対して粘り強い構造とする「海岸堤防強靭化対策」を進めました。また、河川堤防の脆弱箇所の補修については、平成 29 年度に完成しました。引き続き、地震・津波対策を計画的に進めていく必要があります。
- ④河川の大型水門、排水機場やダム等において、定期点検などにより施設の状態把握に努め、適切な予防保全対策を進めました。引き続き、定期点検とその結果に基づく適切な予防保全対策を進めていく必要があります。

- ⑤平成 28 年の台風や平成 29 年 10 月の台風 21 号等により被災した公共土木施設の早期復旧に取り組みました。引き続き、未完成の事業箇所について、早期復旧に向けて取り組む必要があります。
- ⑥農地・漁港海岸堤防については、南海トラフ地震や津波・高潮等に対する安全性の確保を図るため、海岸堤防等の耐震対策や老朽化対策を進めました。引き続き、防災・減災対策の取組を計画的に進めていく必要があります。
- ⑦台風や集中豪雨により発生した山地災害や治山施設の災害復旧に取り組むとともに、土砂流出防止機能が低下した保安林内の森林整備を進めました。引き続き、山地災害の復旧や被災した治山施設の機能回復を早期に進める必要があります。
- ⑧県民の生命・財産等を守るために、山地災害危険地区の施設整備未着手箇所で治山事業を実施し、災害の未然防止を進めました。引き続き、取組を進めていく必要があります。
- ・「県民指標」については目標を達成できました。これは河川、砂防、海岸、治山事業を計画的に実施した結果です。

平成 30 年度の取組方向

【県土整備部 次長 高橋 建二 電話：059-224-2651】

- ①台風 21 号による災害や九州北部豪雨災害など、激甚化、頻発化する洪水・土砂災害・高潮からの被害を軽減するため、河川、砂防、海岸の施設整備を推進します。河川については橋梁架替等による治水安全度の向上を、砂防については要配慮者利用施設、避難所、国道および県道等の保全を、海岸については高潮・侵食対策による堤防背後住民の生命・財産の保全を重点的に進めます。また、本体工事に着手した川上ダムの早期完成を促進します。鳥羽河内ダムについては用地取得の完了をめざすとともに本体工事の着手に向けた工事用道路の整備を進めます。これらのハード対策と合わせて、確実な避難に資するソフト対策に取り組むこととしており、危機管理型水位計の設置、洪水浸水想定区域図の作成や水位・雨量情報システムの更新、高潮浸水想定区域図の作成、土砂災害警戒区域の指定に必要な基礎調査を計画的に進めます。
- ②河川堆積土砂および河川内の雑木については、河積阻害により浸水被害を助長する恐れがあることから、関係市町と共に優先度等を検討しながら、県単事業により撤去や伐採を進めるとともに、砂利採取制度の活用および災害復旧事業で堆積土砂撤去を進めます。また、土砂の発生抑制に向けた取組を促進していきます。
- ③地震・津波による被害軽減のため、国直轄事業を引き続き促進し、県管理の河川・海岸堤防や河口部の大型水門、宮川ダムの洪水吐ゲート等の耐震対策を進めます。また、短時間で大きな津波に襲われることが想定される県南部を中心に、海岸堤防を津波に対して粘り強い構造とする「海岸堤防強靭化対策」を進めます。
- ④河川の大型水門、排水機場やダム等において、定期点検などにより施設の状態把握に努め、適切な予防保全対策を進めます。
- ⑤台風 21 号等により被災した公共土木施設の早期復旧に取り組みます。
- ⑥農地・漁港海岸堤防については、海岸堤防等の耐震対策や老朽化対策を進め、早期の事業効果発現に取り組みます。
- ⑦台風により被災した治山施設等の早期復旧に取り組むとともに、土砂流出防止機能が低下した保安林内の森林整備を進めます。
- ⑧引き続き、山地災害危険地区の施設整備未着手箇所で治山事業を実施し、災害の未然防止を進めるほか、過去に整備した治山施設の機能を強化するなど、防災・減災機能の向上を図ります。

* 「○」のついた項目は、平成 30 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 351

道路網・港湾整備の推進

【主担当部局：県土整備部】

県民の皆さんとめざす姿

中部圏と近畿圏を結ぶ高速道路ネットワークが形成されるなど、県民の皆さん的生活や地域の経済活動を支える道路網や港湾の整備が進み、安全・安心が高まるとともに、人と人、地域と地域が力強く結ばれ、県内外との交流・連携を広げています。

平成 31 年度末での到達目標

幹線道路やこれらにアクセスする道路等の整備を進めるとともに、道路・港湾施設の適切な維持管理を推進することで、県民の皆さんのが安全・安心が高まるとともに、地域間の交流・連携が進み、地域の経済活動が活性化しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	A (進んだ)	判断理由	全ての指標で平成 29 年度目標値を達成しており、県民生活の安全性・利便性の向上や地域の経済活動等を支援する取組が進んだことから、「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	--

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	27 年度	28 年度	29 年度		30 年度	31 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
県民生活の安全性・利便性の向上や地域の経済活動等を支援する道路の新規供用延長		6.1km	20.1km		61.2km	76.8km
	—	7.6km	22.0km	1.00		

目標項目の説明と平成 30 年度目標値の考え方

目標項目の説明	県内の高規格幹線道路*、直轄国道や県管理道路の新規に供用した延長
30 年度目標値の考え方	新名神高速道路、国道 477 号四日市湯の山道路等を新規供用することをめざし、目標値を設定しました。

活動指標	目標項目	27 年度	28 年度	29 年度		30 年度	31 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
35101 高規格幹線道路および直轄国道の整備促進（県土整備部）	高規格幹線道路および直轄国道の新規供用延長		0.8km	1.9km		34.3km	34.3km
	—	0.8km	1.9km	1.00			

活動指標		目標項目	27年度 現状値	28年度 目標値 実績値	29年度		30年度 目標値 実績値	31年度 目標値 実績値
基本事業					目標値 実績値	目標達成 状況		
35102 県管理道路の整備推進(県土整備部)	県管理道路の新規供用延長	/	5.3km	18.2km	1.00	26.9km	42.5km	
		-	6.8km	20.1km				
35103 適切な道路の維持管理(県土整備部)	舗装の維持管理指数	/	5.0以上	5.0以上	1.00	5.0以上	5.0以上	
		5.1	5.1	5.0				
35104 県管理港湾の機能充実(県土整備部)	県管理港湾における岸壁の更新・大規模修繕実施延長	/	192m	192m	1.00	192m	240m	
		168m	192m	192m				

(単位：百万円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額等	40,475	41,246	30,295	41,505	
概算人件費		3,276	3,176		
(配置人員)		(359人)	(348人)		

平成 29 年度の取組概要と成果、残された課題

- ①近い将来に発生が懸念される南海トラフ地震等の自然災害に備え、県民の皆さんの安全・安心を支えるとともに、地域の経済活動等を支え、地方創生を進める基盤整備として、新名神高速道路の平成 30 年度の県内区間全線開通など高規格幹線道路の早期全線開通に向け重点的に取り組んでいますが、未だミッシングリンク*が残っています。直轄国道については、平成 29 年度は国道 42 号松阪多気バイパスの 1.1km が完成し、国道 23 号から国道 42 号まで全線開通しました。さらなる整備促進を図るため、高規格幹線道路および直轄国道の開通見通しの早期公表や、未事業化区間の早期事業化に向け、関係市町や地域住民、地元民間企業等と一体となってアピールするなど、国等に要望していく必要があります。
- ②地域から高速道路ネットワークへのアクセスの向上とともに、自然災害時の避難に資する県管理道路の整備を推進しました。平成 29 年度は、国道 167 号鵜方磯部バイパスや国道 422 号三田坂バイパスが全線開通しました。また、地域ニーズにきめ細かに応えるため、バイパス整備や現道拡幅などの抜本的な整備に加え、待避所の設置など柔軟な対応を織り交ぜながら整備を推進しました。さらに、通学児童等のさらなる安全確保に向け、「通学路交通安全プログラム」に基づく対策を推進しました。
- 現在進められている多くの幹線道路の整備により、北・中勢地域において、強固な南北軸が形成されるものの、東西軸が脆弱であることなどが課題となっており、引き続き新たな道路ネットワークの検討を進める必要があります。

③通行時の安全性・快適性の確保に向け道路施設のサービス水準を継続的に維持していくため、計画的な修繕・更新を実施し、点検・診断・措置・記録のメンテナンスサイクルの確立を図りました。県内の道路利用者が安全かつ安心に通行するためには、全ての道路管理者が連携してメンテナンスサイクルを継続的かつ確実に回していく必要があります。また、管理する道路面積の増加や舗装修繕工事費の増大等により、現行の「三重県道路舗装維持管理基本計画」の管理基準の確保が困難な状況になっており、同基準の見直しが必要です。

④県管理港湾について、利用者の安全性や港湾の機能を確保するため、老朽化した施設を補修するとともに、大規模地震時の緊急輸送を確保するため、臨港道路の橋梁の耐震対策を進めました。引き続き、老朽化した施設を早期に補修するとともに、大規模地震発生時の復旧・復興活動に重要な役割を担う耐震岸壁へのルートとなる緊急輸送道路*の機能を確保するため、臨港道路橋梁の耐震対策を進める必要があります。

・「県民指標」については目標を達成できました。直轄国道の整備促進や県管理道路の整備に着実に取り組んだ結果です。

平成30年度の取組方向 【県土整備部 次長 志々田 武幸 電話:059-224-2651】

- ①大規模地震や激甚化する集中豪雨等による自然災害の脅威に備え、県民の皆さんの安全・安心を支えるとともに、地域の経済活動や国内外からの集客・交流等を支える基盤として幹線道路網の整備を促進します。特に、新名神高速道路の県内区間全線、東海環状自動車道の東員IC～大安IC（仮称）間、中勢バイパスの鈴鹿市から津市までの2.9kmの平成30年度の1日も早い供用開始に向けて整備を促進します。また、熊野尾鷲道路（Ⅱ期）、熊野道路、新宮紀宝道路等の高規格幹線道路や、北勢バイパス、桑名東部拡幅（伊勢大橋架替）等の直轄国道の整備促進を図るとともに、鈴鹿四日市道路や近畿自動車道紀勢線の未事業化区間の早期事業化に向けた取組を推進します。具体的な取組として、整備途中であっても事業進展に伴いストック効果が発現していること、幹線道路の整備は確実に地域の生産性向上に寄与することなどを客観的データで示しながら、地元の企業と協力し、国等に道路の早期整備や早期事業化を要望していきます。
- ②県管理道路については、高規格幹線道路および直轄国道と一体となった道路ネットワークの形成をめざし、四日市湯の山道路や磯部バイパス等の抜本的な整備に加え、待避所の設置など柔軟な対応を織り交ぜながら整備を推進します。特に平成30年度は、新名神高速道路の開通にあわせて四日市湯の山道路等、関連する県管理道路の供用をめざします。また、新たな道路ネットワークの構築をめざし、鈴鹿亀山道路、名神名阪連絡道路の事業化に向け、国等と連携して調査・検討を進めます。さらに、「通学路交通安全プログラム」に基づく通学路の安全確保に向けた点検・対策・効果の把握・改善のP D C Aサイクルを確実に実施するなど、既存道路における歩行空間の整備等を推進します。
- ③道路施設が将来にわたって機能を充分発揮するよう、点検・診断・措置・記録のメンテナンスサイクルを確実に実施し修繕・更新等を進めます。また、道路状況を確認した上で「三重県道路舗装維持管理基本計画」の管理基準等の見直しを行い同計画の改定を進めます。
- ④県管理港湾について、利用者の安全性や港湾の機能を確保するため、施設の点検・補修を実施するとともに、津松阪港（大口地区、新堀地区）および宇治山田港において老朽化対策を進めます。また、耐震岸壁へのルートとなる緊急輸送道路の機能を確保するため、長島港において臨港道路橋梁（江ノ浦大橋）の耐震対策を進めます。

* 「○」のついた項目は、平成30年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 353

安全で快適な住まいまちづくり

【主担当部局：県土整備部】

県民の皆さんとめざす姿

人口減少・超高齢社会に対応した集約型都市構造*の形成（コンパクトなまちづくり）が進むとともに、都市基盤の整備や、安全で快適な住まいづくりが行われるなど、県民の皆さんと共に、住まいやまちづくりのことを考え、地域の個性を生かした魅力あるまちで、誰もが安心して、快適に暮らしています。

平成 31 年度末での到達目標

これまで進めてきた安全で快適な都市環境を形成するための基盤整備、地域の個性を生かした景観形成、安全・安心で豊かな住環境の整備、建築物の安全性確保の取組に加え、立地適正化計画*の策定やその計画に位置づけられた事業の実施など集約型都市構造の形成につながる取組が進むことにより、誰もが魅力を感じ、安全で快適な住まいまちづくりが進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標の目標値は達成したものの、活動指標については目標値に達していない事業があることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかつた）、D（進まなかつた）】

県民指標						
目標項目	27年度 現状値	28年度 目標値 実績値	29年度 目標値 実績値	目標達成 状況	30年度 目標値 実績値	31年度 目標値 実績値
生活サービス施設が身近に存在するまちづくりを推進する事業に着手した数（累計）	—	1件	1件	1.00	2件	3件

目標項目の説明と平成 30 年度目標値の考え方

目標項目 の説明	住宅および都市機能増進施設（医療施設、商業施設等）の立地の適正化を図るための計画（立地適正化計画）に位置づけられた、誘導する施設の整備やその周辺の基盤整備等に着手した件数
30 年度目標値 の考え方	市町による立地適正化計画に位置づけられる事業について、今後の進捗の見込みを勘案して目標値を設定しました。

活動指標		目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
基本事業	現状値		目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
35301 安全で快適なまちづくりの推進(県土整備部)	緊急輸送道路*となっている街路で無電柱化された箇所数(累計)	12か所	12か所	12か所	1.00	13か所	15か所
35302 安全で快適な住まいづくりの推進(県土整備部)	県営および市町営住宅の長寿命化工事達成割合		52.9%	70.0%		85.0%	100%
35303 適法な建築物の確保(県土整備部)	防火設備等が適正に維持保全されている建築物の割合	42.9%	60.8%	77.9%	1.00	78.8%	82.8%
35304 参画と協働による景観まちづくりの推進(県土整備部)	市町、県が制定した景観計画等の件数および市町に屋外広告物の権限移譲を行った件数(累計)	70.8%	74.8%	16件		18件	
		64.6%	76.4%	78.2%			
		15件	16件	0.00			
		15件	15件				

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額等	3,299	3,636	2,387	3,704	
概算人件費		1,022	1,086		
(配置人員)		(112人)	(119人)		

平成29年度の取組概要と成果、残された課題

①人口減少・超高齢社会、地震・津波など大規模災害等の課題に対応するため、2020年度を目指して改定を予定している都市計画区域マスターplan*の策定に向け、5つの広域圏（北勢圏域・中南勢圏域・伊勢志摩圏域・伊賀圏域・東紀州圏域）における都市計画の課題・目標等を示す「圏域マスターplan」を改定しました。また、市町による立地適正化計画の策定や事業の実施に対する支援を行った結果、4市において立地適正化計画が策定され、計画に基づく事業の着手に向けて大きく前進しました。さらに、都市交通の円滑化に資する街路整備等を実施し、緊急輸送道路である伊賀上野橋新都市線の無電柱化が完成するなど、安全で快適なまちづくりを進めました。引き続き、集約型都市構造の形成に向けた都市計画の策定や都市基盤の整備が求められています。（創20）

- ②公営住宅の長寿命化については、県営住宅の長寿命化工事を適切に実施するとともに、市町へ適切な技術的助言等の支援を行いました。また、高齢者や子育て世帯など住宅確保要配慮者を支援するため、不動産関係団体や市福祉部局等と連携し相談会や居住支援フォーラムを開催しました。引き続き、県営住宅は予防保全の観点から適切な維持管理を継続的に実施する必要があります。また、住宅確保要配慮者の居住ニーズを把握するとともに、住み替えを促進するための支援を行っていくなど「三重県住生活基本計画*」の取組を進めていく必要があります。
- ③不特定多数の者が利用する大規模な既存建築物等に対し、定期報告の審査や適正な維持保全の啓発を行っています。また、新築建築物に対し適確な許認可や検査の実施とともに適正な工事監理の啓発の取組を進めています。引き続き、建築基準法等に基づく審査や指導、助言を行うことによる建築物の安全の確保が求められています。
- ④市町における景観計画の策定および屋外広告物の許可など事務の権限移譲を進めるため、国、関係部との合同による市町訪問や景観アドバイザーの派遣等を行い、鳥羽市が2020年4月を目指して景観行政団体に移行する方向で取り組んでいくことになりました。また、屋外広告物の安全対策の充実に向けて、屋外広告物条例を改正しました。引き続き、地域の個性を生かした景観まちづくりの推進に向けて、市町が主体となった景観づくりが求められています。
- ・「県民指標」については、前年度の目標値と同じ数値であったものの、4市で立地適正化計画が策定され、計画に位置づけられた誘導する施設の整備等の着手に向けた準備も進んでいます。

平成30年度の取組方向

【県土整備部 次長 里 宏幸 電話：059-224-2651】

- ①人口減少・超高齢社会、地震・津波など大規模災害に対応したまちづくりに向け、都市計画区域マスターPLANの改定作業を継続します。また、緊急輸送道路となっている街路の無電柱化や都市交通の円滑化に資する施設の整備等、都市基盤の整備を進めます。（創20）
- ②県営住宅の子育て世帯に向けた住戸内改善など居住者のニーズに応じた改善を実施するほか、県営および市町営住宅の長寿命化工事に取り組みます。また、誰もが安全・安心で豊かな住生活を享受できるよう、良質な住宅への転換や住宅確保要配慮者への対応等、住宅セーフティネットの充実に向けた取組など「三重県住生活基本計画」の着実な推進に努めます。
- ③不特定多数の者が利用する大規模建築物等について適正な維持保全の指導・助言を行うとともに、新築建築物等について建築基準法の遵守を促すなど、適法な建築物の確保に努めます。
- ④「三重県景観計画」等に基づく届出制度等の円滑な運用、屋外広告物の設置の適正化や新たな安全点検制度の導入、市町の景観づくりに向けた取組への支援等により、地域の個性を生かした良好な景観まちづくりの取組を進めます。

*「○」のついた項目は、平成30年度に特に注力するポイントを示しています。

*「創 番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な取組方向のめざす姿の達成に資する主な取組であり、検証レポートにも記載しています。

行政運営 7

公共事業推進の支援

【主担当部局：県土整備部】

めざす姿

公共事業の実施プロセスの公正性・透明性を確保し、事業を適正かつ着実に実施することにより、県民の皆さんの公共事業への信頼感が向上していることをめざします。

平成 31 年度末での到達目標

公共事業の再評価、事後評価制度および入札契約制度を適正に運用することで、公共事業の公正性・透明性が確保され、早期かつ適切な時期に県民の皆さんに公共事業の成果が届いています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	A (進んだ)	判断理由	全ての指標で平成 29 年度目標値を達成しており、また、それぞれの取組に関しても順調に進んだことから、「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	--

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

目標項目	県民指標				
	27 年度 現状値	28 年度 目標値 実績値	29 年度 目標値 実績値	30 年度 目標達成 状況	31 年度 目標値 実績値
公共事業予算 上半期発注率		65.0%	65.0%	1.00	65.0%
	60.1%	76.7%	70.6%		65.0%

目標項目の説明と平成 30 年度目標値の考え方

目標項目 の説明	公共事業の成果の早期発現に向けた県土整備部所管の公共事業予算における上半期での発注額の割合
30 年度目標値 の考え方	県民の皆さんに早期かつ適切な時期に公共事業の成果を届けるため、これまでの上半期発注率を勘案して設定しました。

活動指標		目標項目	27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
基本事業	現状値		目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
40701 公共事業の適正な執行・管理（県土整備部）	三重県公共事業評価審査委員会の審査における適正率	100%	100%	100%	1.00	100%	100%	
40702 公共事業を推進するための体制づくり（県土整備部）	三重県入札等監視委員会による調査審議結果に基づく改善率	100%	100%	100%		100%	100%	

(単位：百万円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額等	5,286	5,352	4,663	4,575	
概算人件費		1,551	1,551		
(配置人員)		(170 人)	(170 人)		

平成 29 年度の取組概要と成果、残された課題

- ①平成 28 年度に策定した「新三重県建設産業活性化プラン」（以下、「新プラン」）に基づき、「公共事業の平準化」や「適正な予定価格の設定」、「低入札価格調査制度の改正」、「社会保険等の加入促進」、「土日完全週休 2 日制試行工事の実施」などの取組を実施し、課題の抽出や対応策の検討を行いました。また、平成 30 年度の制度改正に向けて、建設業界と意見交換を行い、制度の検討を行いました。引き続き、各種取組を進め、市町へも取組の拡大を図る必要があります。
 - ②建設業への入職・定着促進のため、求職者に対する集合研修・雇用型訓練の支援、工業高校の生徒に対するインターンシップや現場見学会の支援、建設業従事者に対する研修の受講の支援を行いました。工業高校の生徒に対する現場見学会等の取組については一定の成果があったことから、工業高校以外の高校に対し、建設業への新規入職を促進する支援をしていく必要があります。
 - ③公共事業評価については、公共事業評価審査委員会を開催し、県が行った全ての再評価・事後評価対象事業において評価が妥当であると認められました。引き続き、評価の妥当性が認められるよう取り組んでいく必要があります。また、入札契約事務については、入札等監視委員会の確認を受け適正な実施に向け取り組みました。より一層の公正性・公平性を確保するためにも、隨時見直しを進め改善をしていく必要があります。
 - ④電子調達システム等の安定運用に努めました。今後も安定した運用を継続する必要があります。また、公共工事進行管理システムについて、平成 30 年 4 月の次期運用開始に向けての移行・改修業務を完了しました。
- ・「県民指標」については目標を達成できました。県民の皆さんに早期かつ適切な時期に公共事業の成果を届けるため、各発注機関が早期発注に取り組んだ結果です。

- ①建設業界が活性化を実感できるよう、新プランに基づき、入札・契約制度の改善を中心に、建設業界等と意見交換を行い、各種取組を進めます。また、発注者協議会三重県部会において市町へも取組拡大を要請していきます。
- ②建設業を就職先の選択肢の一つとしてもらうため、普通科高校生に対し、出前授業や現場見学会、インターンシップの支援を行い、建設業への理解を促します。また、建設業従事者が計画的に必要な研修を受講し、技術・知識を習得できるよう支援していきます。
- ③公共事業評価については、今後も適正でよりわかりやすい評価に努めます。また、入札等監視委員会においては、引き続き、幅広い視点からの意見等を受けることで入札契約事務の改善を図ります。
- ④電子調達システム等の安定運用を図るとともに、法令や制度改正等への対応を適時に実施していきます。また、公共事業情報統合データベースについては、平成 31 年 4 月の次期運用開始に向けて、システムの移行・改修作業を進めます。

* 「○」のついた項目は、平成 30 年度に特に注力するポイントを示しています。

県管理道路における区画線の引き直しの基準について

1 現状・課題

県管理道路における区画線は約 10,000km あります。現在、修繕が必要な区画線は多く、地域からの引き直しの要望すべてにお応えできていない状況にあります。

このため、引き直しにあたっては、客観性の高い仕組みを構築し、優先度の高い箇所から選定して、実施していく必要があります。

2 引き直しの考え方

- (1) 剥離度を4段階に区分します。I（剥離なし）～IV（極めて進んでいる）
- (2) 剥離度Ⅲ（進んでいる）とIV（極めて進んでいる）を事業実施候補区間とします。
- (3) その区間において、実施箇所選定方法に基づき優先度を決定します。

3 実施箇所選定方法

(1) 1次選定

事故多発箇所・通学路交通安全プログラム要対策箇所については、最優先で選定します。

(2) 2次選定

①手順

- ・ 1次選定以外の事業実施候補区間を、周辺地域の状況により、市街地、耕地、山間部の3つの地域に区分します。
- ・ 各地域区分の実施箇所選定表に基づき、各地域区分での優先度を決定します。

②各地域区分における箇所選定の考え方

- ・ 剥離度IVの区間は約 1,400km あるため、計画的に剥離度IVの区間において引き直しを実施します。
- ・ 優先度を選定する指標は、線形、歩道、通学路、交通量とします。
- ・ 実施箇所選定表において、優先度が高い区間から選定します。
- ・ なお、優先度の高い順ごとに交通量がより多い区間から選定します。

【表-1】実施箇所選定表（市街地）

優先度	線形	歩道	通学路
高い 	不良	一	一
	良	無	有
		有	有
低い		無	無

【表－2】実施箇所選定表（耕地）

優先度	線形	歩道	通学路
高い 	不良	無	有
			無
		有	有
			無
	良	無	有
			無
		有	有
			無

【表－3】実施箇所選定表（山間部）

優先度	線形	歩道	通学路
高い 	不良	無	有
			無
		有	一
			有
	良	無	無
			有
		有	無
			無

4 実施方針

- (1) 平成30年度は計画的に約300kmの引き直しをします。
- (2) 1次選定分の約50kmについては、最優先で実施します。
- (3) 2次選定分の約250kmについては、剥離度ⅢとⅣが占める延長を基に、各地域区分ごとに予算の配分を決め、その範囲内で実施箇所選定表に基づき優先度の高い箇所から実施します。

【参考】地域区分における区画線の剥離度（Ⅲ・Ⅳ）の現状

(単位: km)

地域区分	市街地		耕地		山間部		合計	
	Ⅲ	Ⅳ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅲ	Ⅳ
剥離度	Ⅲ	Ⅳ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅲ	Ⅳ
延長	102	122	500	908	194	331	796	1,361
合計	224		1,408		525		2,157	

三重県都市計画区域マスタープランの改定について

1 都市計画区域マスタープランについて

都市計画は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備等に関する計画です。

三重県では、21ある都市計画区域について、それぞれ目標とする都市の将来像やその実現に向けた都市計画の決定方針等を示すため、都市計画区域マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）を策定しています。市町における都市計画も、これに即して決定することとされています。

なお、現行のマスタープランは、2020年を目標年としているため、2030年を目標年とする次期マスタープランの策定を進めています。

【平成28年度】 「三重県都市計画基本方針」の策定

（県全体で共通する都市づくりの方向性を明示）

【平成29年度】 「圏域マスタープラン」の策定

（5つの圏域（広域圏）ごとの都市計画の課題、目標等を明示）

※5つの圏域：北勢、中南勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州

2 都市計画区域マスタープラン改定のポイント

次期マスタープランは、近年の社会情勢等の変化に対応するため、「三重県都市計画基本方針」に示した3つの「変革の観点」を重視し策定することとしています。

（1）都市経営の観点【効率的で利便性が高く、持続可能な都市構造の形成】

生活サービス施設を市街地の中心部へ誘導し、その周辺等へ居住誘導を促進することにより一定エリアにおける人口密度の維持を図ります。

（2）都市防災の観点【大規模自然災害の被害低減に向けた都市構造の形成】

想定される災害リスクの範囲・程度を把握し、リスクの高い場所における建築物の構造強化や市街地の移転等により被害の低減を図ります。

（3）都市活力の観点【地域経済の活力維持・向上に向けた都市構造の形成】

新たに整備が進む広域道路ネットワークやリニア中央新幹線等のインフラを活用し、地域経済を支える産業機能の集積・活性化に向けた土地利用を促進します。

3 今後のスケジュール

【平成30年度】

平成29年度に策定した圏域マスタープランを踏まえ、県内にある21の都市計画区域のマスタープランについて、市町及び県の担当者で構成する作業部会等で内容を検討し素案を作成します。作成にあたっては、その内容が地域特性を反映したものとなるよう、地元有識者等で構成する策定検討委員会からの意見を聴取します。

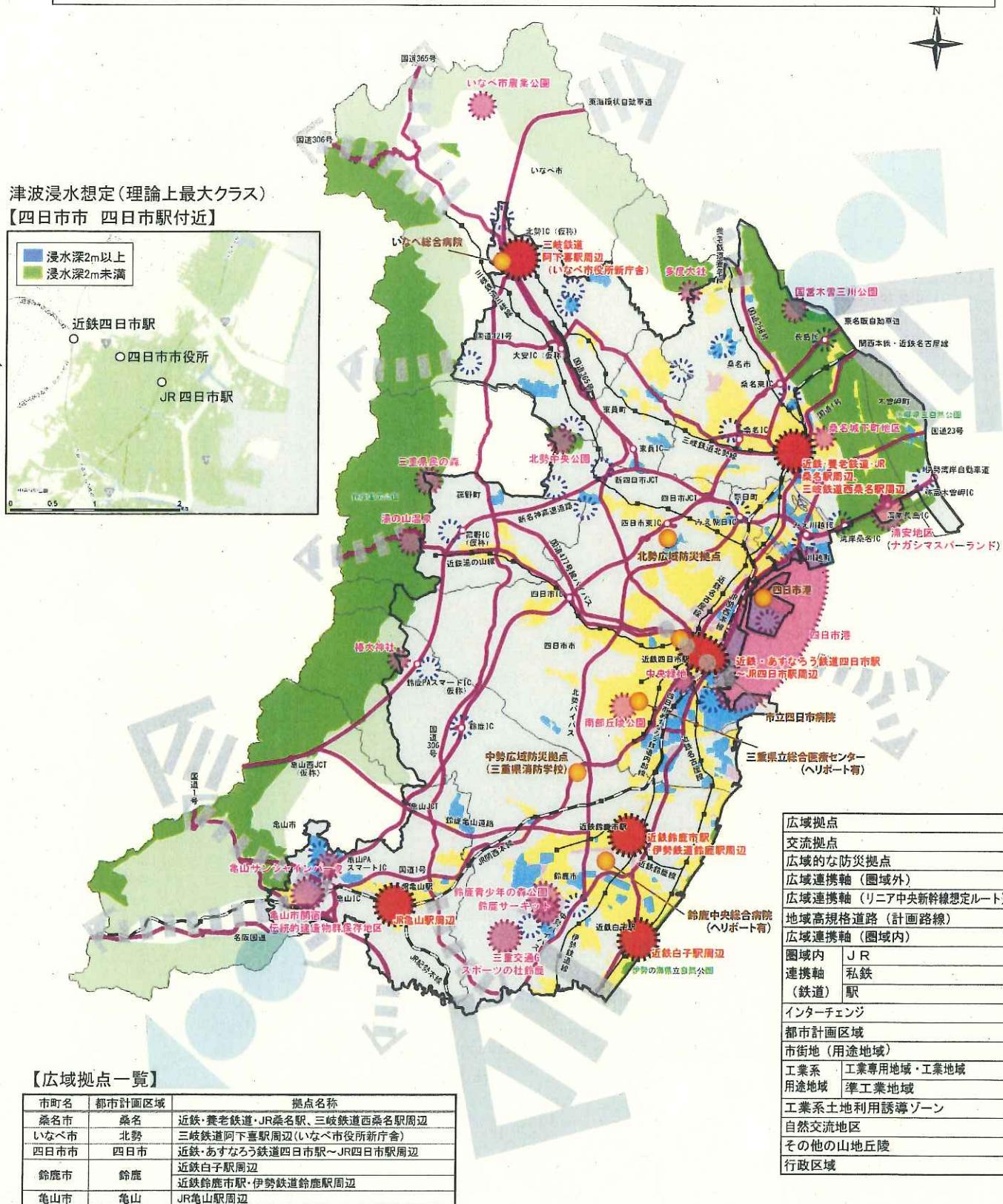
【平成31～32年度】

各区域のマスタープラン素案について、国や関係機関との協議を踏まえた修正を行い、公聴会の開催、縦覧、都市計画審議会への諮問など都市計画法に基づく手続を進め、決定・公表します。

都市の目標と将来都市構造図(北勢圏域マスタープラン)

『未来に向けて新しい価値を創造する都市（まち）』

三重県の中核的圏域として、わが国屈指の産業集積と地域の自然環境や歴史・文化を基盤に、県内の経済をけん引し続けるとともに、住み続けられる都市環境を創出し、持続的に発展する都市をめざします。

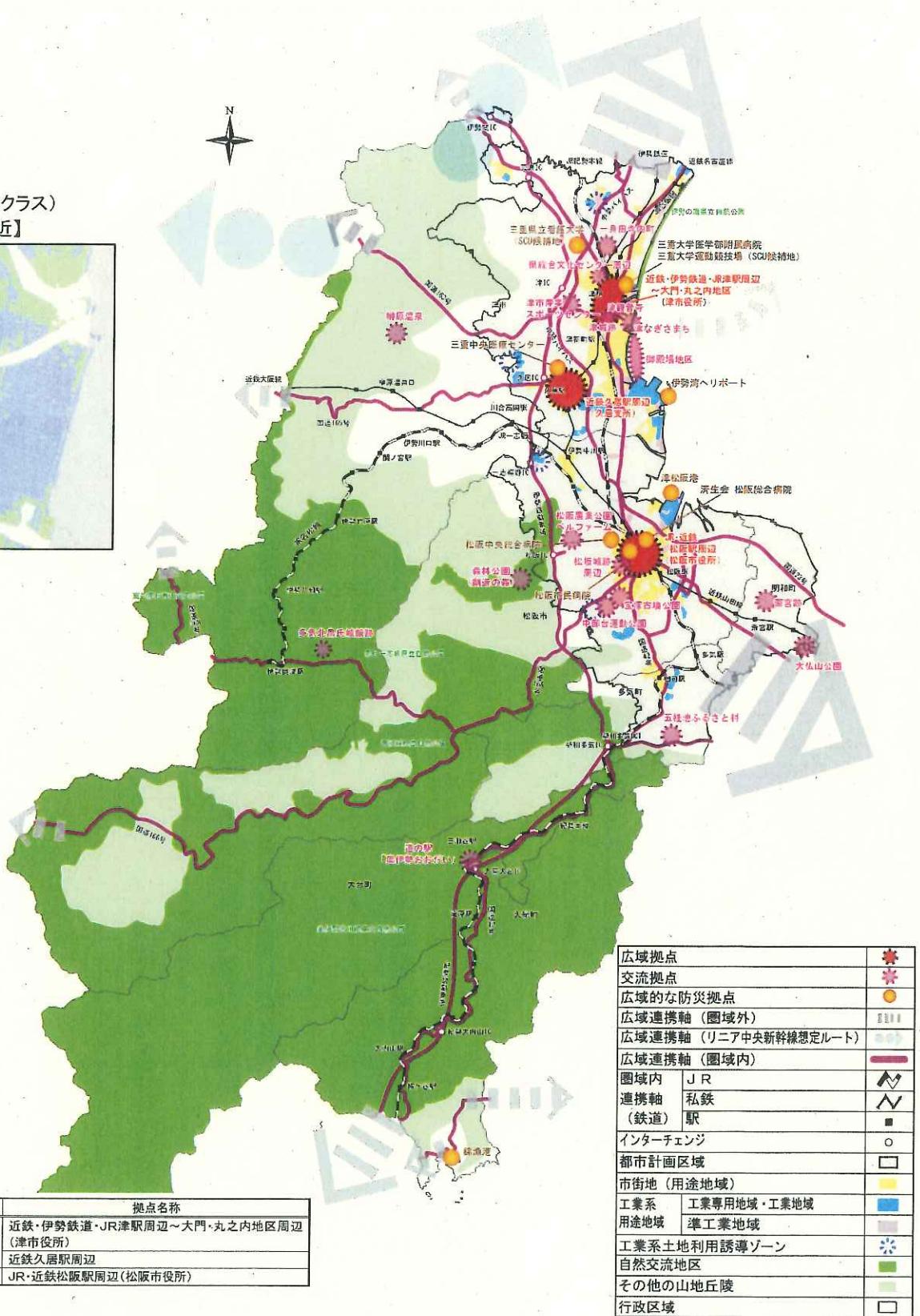


都市の目標と将来都市構造図（中南勢圏域マスタープラン）

『世代を超えて育む行政・文化・教育・スポーツの都市(まち)』

三重県の中枢的な圏域として、集積した行政・文化・教育・スポーツ機能を生かしながら、安全性の向上を図り多様なライフスタイルに応じた暮らしを提供することにより、世代を超えて住み続けたいと感じる都市環境を創出する都市をめざします。

津波浸水想定(理論上最大クラス)
【津市 津駅～津新町駅付近】



【広域拠点一覧】		
市町名	都市計画区域	拠点名称
津市	津	近鉄・伊勢鉄道・JR津駅周辺～大門・丸之内地区周辺 (津市役所)
		近鉄久居駅周辺
松阪市	松阪	JR・近鉄松阪駅周辺(松阪市役所)

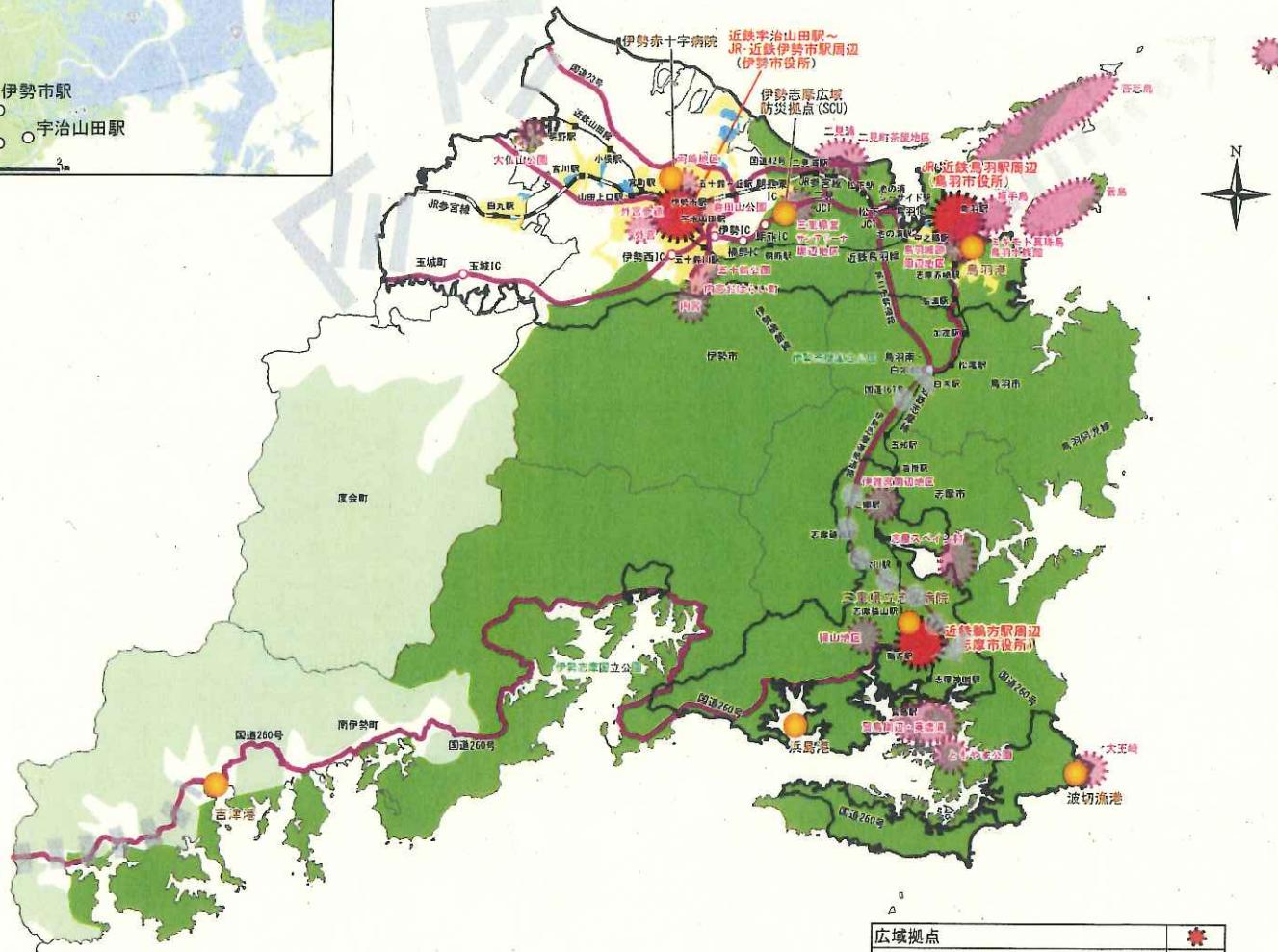
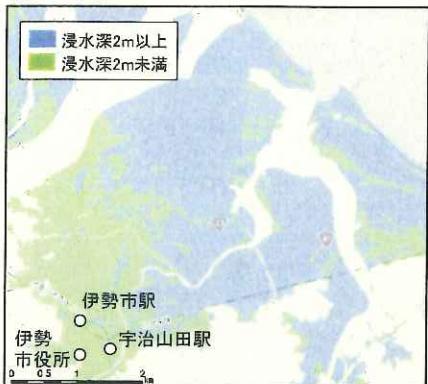
都市の目標と将来都市構造図（伊勢志摩圏域マスタープラン）

『豊かな自然や悠久の歴史・文化とともに常若に生きるまち』

県内随一の観光資源をもつ圏域として、豊かな自然と悠久の歴史・文化に包まれたこれらの財産を受け継ぎ、常若の精神のもと、地域の魅力を昇華しながら、交流による活力ある都市をめざします。

津波浸水想定(理論上最大クラス)

【伊勢市】



【広域拠点一覧】

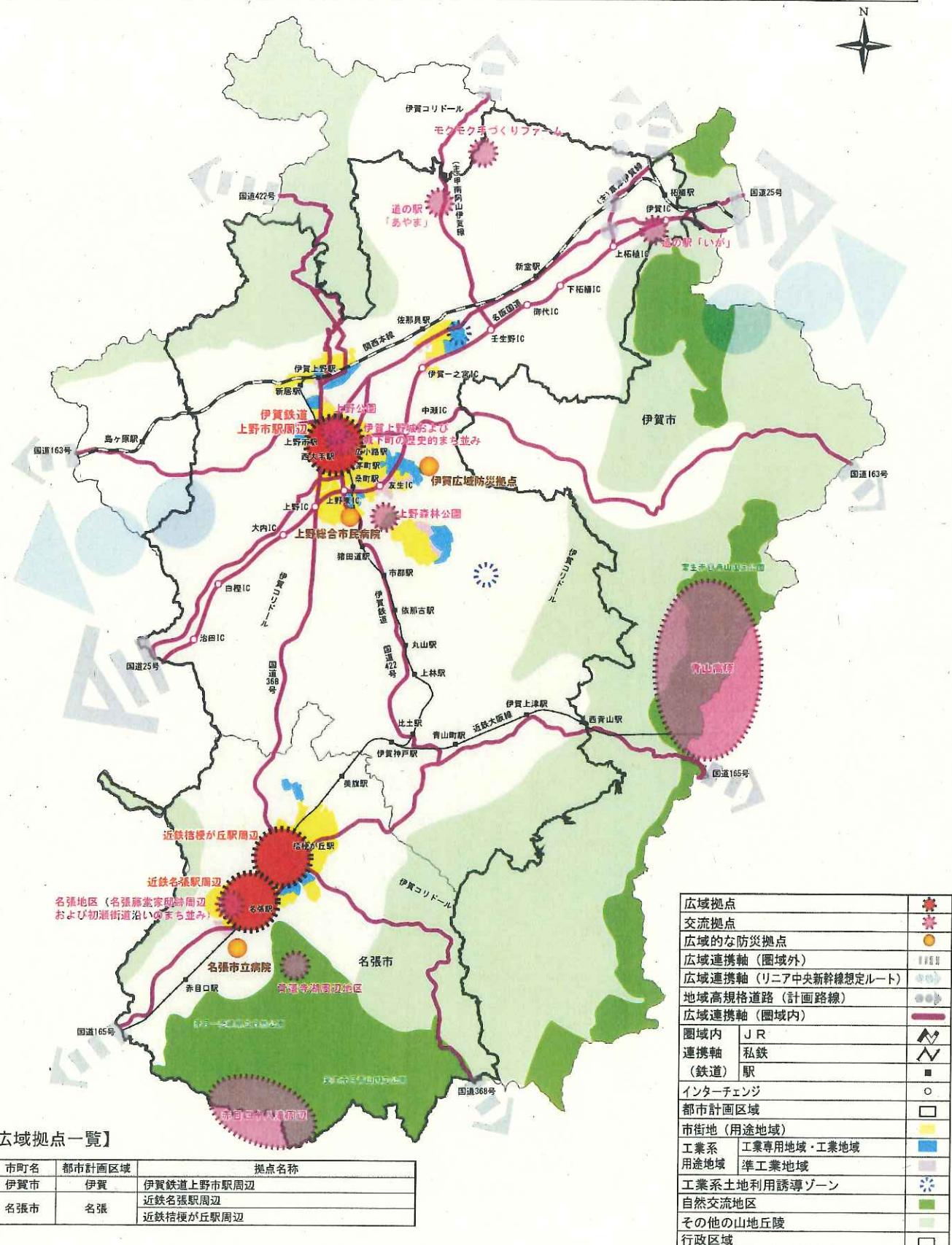
市町名	都市計画区域	拠点名称
伊勢市	伊勢	近鉄宇治山田駅～JR・近鉄伊勢市駅周辺(伊勢市役所)
鳥羽市	鳥羽	JR・近鉄鳥羽駅周辺(鳥羽市役所)
志摩市	志摩	近鉄鵜方駅周辺(志摩市役所)

広域拠点	★
交流拠点	✿
広域的な防災拠点	●
広域連携軸(圏域外)	■■■
地域高規道路(計画路線)	○○○
広域連携軸(圏域内)	———
圏域内	J R
連携軸	私鉄
(鉄道)	駅
インターチェンジ	□
都市計画区域	□
市街地(用途地域)	■■
工業系	工業専用地域・工業地域
市街地	準工業地域
自然交流地区	■■
その他の山地丘陵	■■■
行政区域	□

都市の目標と将来都市構造図（伊賀圏域マスターplan）

『恵まれた資源が紡ぐ、人々が行き交う、こころ豊かなまち』

恵まれた歴史・文化・自然を有する圏域として、これらを大切に守り、育みながら地域の魅力を高めるとともに、大都市圏や周辺地域とのつながりを生かした産業の振興や交流の促進により、住む人々や訪れる人々のこころが豊かになる都市をめざします。



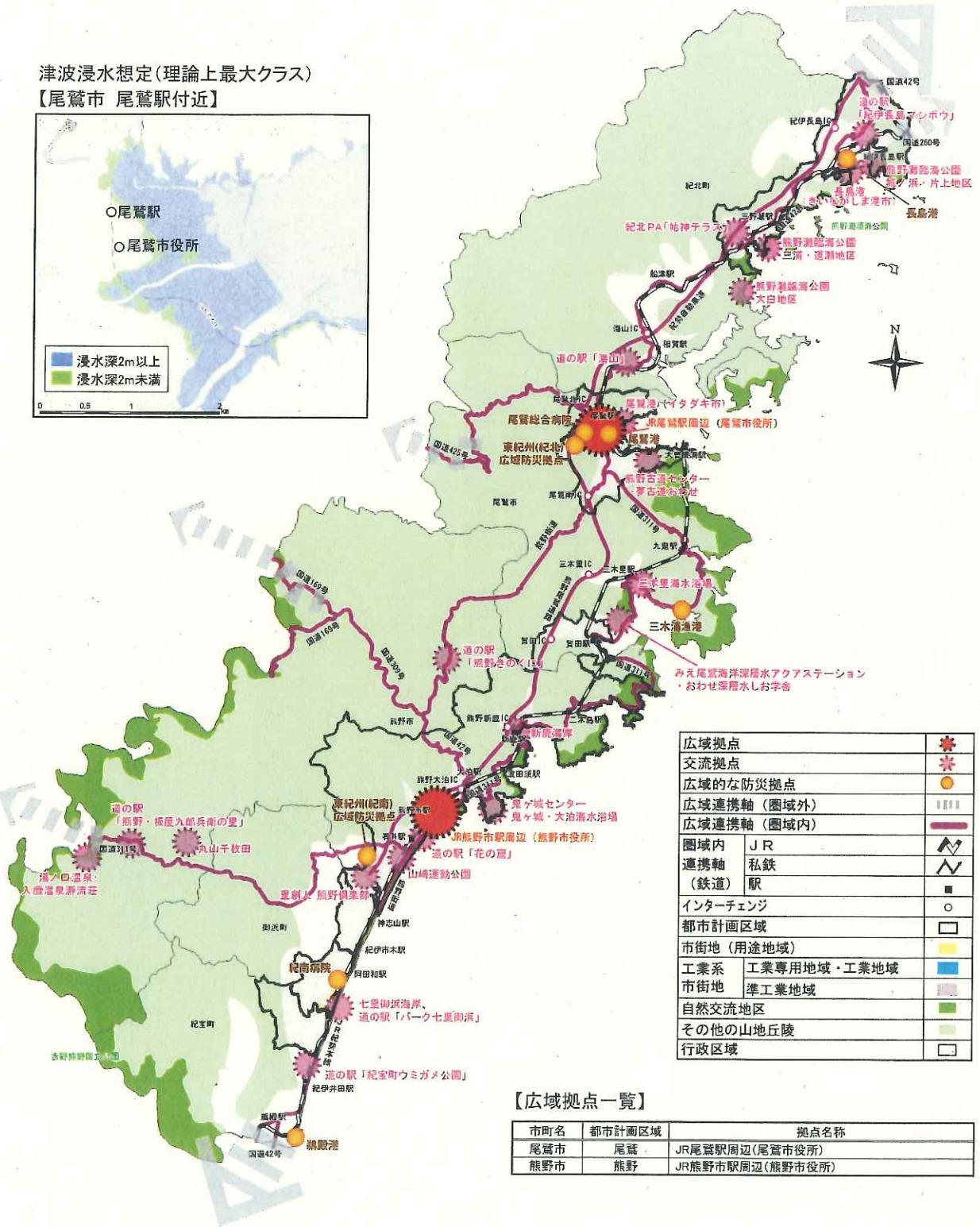
都市の目標と将来都市構造図（東紀州圏域マスターplan）

『自然・文化と命の道により交流を育み、美しい風景の中に暮らすまち』

自然・文化面で重要な資源を有している圏域であり、地域の悲願であった災害時の救援や地域の命を支える「命の道」としての高速道路の整備が進み、その整備効果を活用した広域交流の拡大を進めるため、地域振興の展開として、農林水産業の高付加価値化や「吉野熊野国立公園」、「世界遺産・熊野古道」等の地域資源の保全・利活用を進めることにより、持続的で安全・快適な暮らしの場を提供する都市をめざします。

津波浸水想定(理論上最大クラス)

【尾鷲市 尾鷲駅付近】



審議会等の審議状況（平成 30 年 2 月 19 日～平成 30 年 6 月 3 日）

(県土整備部)

1 審議会等の名称	三重県都市計画審議会
2 開催年月日	平成 30 年 3 月 28 日
3 委員	会長 松本 幸正 委員 村山 順人 他 18 名
4 質問事項	1 圏域マスタートップランの内容について 2 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について
5 調査審議結果	原案どおり答申された。
6 備考	

湯の山大橋 追加資料

1) 変更概要

当建設工事において、請負契約後に労務単価等が大幅に上昇したことから、建設工事請負契約書第25条第6項の規定に基づき、請負契約を増額変更するものです。

その詳細は、

- ①橋梁特殊工などの労務費の上昇による増額が39,093,840円(税込み)
- ②PCケーブルなどの資材費の上昇による増額が9,966,240円(税込み)
- ③その他別工事で使用することとなった工事用道路の撤去費の減額が31,227,120円(税込み)
合わせて17,832,960円(税込み)の増額となっています。

●インフレスライド条項の適用について

平成28年1月10日付け及び平成29年2月10日付けの国土交通省の通知により、新労務単価の早期活用及びインフレスライド条項適用の要請があつたことを踏まえ、三重県では、平成28年2月1日と平成29年3月1日に設計単価を改訂し、インフレスライド条項を適用しています。

2) 変更内容について

労務費の増加率

工種 適用単価	当 初 (H27.7)	第1回 インフレ スライド (H28.2)	第2回 インフレ スライド (H29.3)	当初から の増加率 (①→③)
	①当初単価	②変更単価	③変更単価	
橋梁特殊工	25,100円	26,800円	27,900円	11.2%
橋梁塗装工	27,300円	29,200円	30,400円	11.4%
橋梁世話役	28,900円	30,900円	32,200円	11.4%

資材費の増加率

工種 適用単価	当 初 (H27.7)	第1回 インフレ スライド (H28.2)	第2回 インフレ スライド (H29.3)	当初から の増加率 (①→③)
	①当初単価	②変更単価	③変更単価	
PCケーブル	315,000円/t	315,000円/t	330,000円/t	4.8%

五月橋 追加資料

1) 変更概要

当建設工事において、本契約前に労務単価等が大幅に上昇したことから、建設工事請負契約書第56条に基づき、請負契約を増額変更するものです。

その詳細は、

- ①橋梁特殊工などの労務費の上昇による増額が1,600,560円(税込み)
- ②異形棒鋼などの資材費の上昇による増額が1,314,360円(税込み)
合わせて2,914,920円(税込み)の増額となっています。

●特例措置の適用について

平成30年2月16日付けの国土交通省の通知により、新労務単価の早期活用及び特例措置適用の要請があったことを踏まえ、三重県では、平成30年3月1日に設計単価を改訂し、特例措置を適用しています。

2) 変更内容について

労務費の増加率

工種 【労務費】	当初単価 (H29.9)	変更単価 (H30.3)	増額率
橋梁特殊工	27,900円	28,400円	1.8%
橋梁塗装工	30,400円	31,000円	2.0%
橋梁世話役	32,200円	32,800円	1.9%

資材費の増加率

工種 【資材費】	当初単価 (H29.9)	変更単価 (H30.3)	増額率
鋼板(トラス・アーチ用) SMA570W-5L 30< t ≤ 35	217,353円	217,453円	0.05%
溝形鋼 SMA490AW CH-300 × 90 × 9 × 13	123,970円	132,650円	7.0%
異形棒鋼 SD345 D16~25mm	55,000円	67,000円	21.8%